

## スプリアス確認保証手続きガイド

スプリアス確認保証を受ける場合は、この手続きガイドに沿って、『スプリアス確認保証願書』及び『スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）』をご記入の上、JAR D 保証事業センターにお申し込みください。

### 【 スプリアス確認保証について 】

RR(無線通信規則)の改正を受け、電波法に定めるスプリアス規格が改正（平成 17 年 12 月施行）されました。これに伴い、平成 19 年 11 月以前に製造された古い無線機は、平成 34 年 12 月以降は使えなくなります。

ただし、既に免許を受けている無線機については、スプリアスを実測し新スプリアス規格に適合していれば、「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書」を総合通信局等に提出することで、平成 34 年 12 月以降も使用することができます。

この手続きの簡便な方法として、アマチュア局の場合は、平成 28 年 6 月 30 日付けで総務省公示「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」の一部が改正され、新たに追加された「スプリアス確認保証」を受けることで対応することが認められました。

JAR D は、この「スプリアス確認保証」を平成 28 年 9 月 1 日から開始しました。

### 【 スプリアス確認保証が可能な送信機 】

- 1 JAR L 登録機種又は技術基準適合証明機種で旧スプリアス規格機器のうち、別表「[スプリアス確認保証可能機器リスト](#)」に記載の送信機

※ 保証可能機器は追加されますので、JAR D ホームページ等でご確認ください。

- 2 自作機等であって、自ら測定したスペアナ画面の写真を添付した機器

## 【 スプリアス確認保証の申込み方法 】

### 1 書面による場合

「スプリアス確認保証願書」及び「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」に必要事項を記入の上、同封の封筒にて、以下あてに送付してください。

〒170-8088  
東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル  
JARD保証事業センター

### 2 電子メールによる場合

JARD のホームページから、申込みに必要な以下の様式をダウンロードして、必要事項を記入の上、メールに添付して以下のアドレス宛に送付してください。

#### ●申込みに必要な書類

①「スプリアス確認保証願書」

②「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」

●JARD 保証事業サイト⇒ <http://www.jard.or.jp/hosho/>

●メール送信先 [sp-con@jard.or.jp](mailto:sp-con@jard.or.jp)

### 3 電子申込み（入力フォーム）による場合

以下のJARDホームページからお手続きください。

●JARD 保証事業サイト⇒ <http://www.jard.or.jp/hosho/>

※ JARDが総合通信局等へ必要な手続きを行った後、「スプリアス確認保証通知書」を送付します。

## 【 スプリアス確認保証料のご案内 】

スプリアス確認保証願書等の記入が済んだら、スプリアス確認保証を受ける送信機の台数に応じた次の保証料（税込み）をお振込みください。スプリアス確認保証を受ける送信機の台数等により保証料が異なります。

### 1 スプリアス確認保証料の内訳（基本料に台数分を加算した額）

●基本料（基本料には1台分の料金を含む） 2,500円

●2台目以降 2台目以降は、装置1台毎に1,000円

（例）3台出願の場合

1台目 2,500円 + (1,000円 × 2台) = 4,500円

## 2 保証料の特例

- (1) 確認保証対象機種種の追加等により、同一局について複数回にわたりスプリアス確認保証を受ける場合は、2回目以降は基本料を免除し、装置1台毎に1,000円となります。
- (2) JARL 会員で複数台の出願をする場合、同一局について2台目以降の2台分までを1回限り減額します。

(例) 5台出願の場合

$$1 \text{ 台目 } 2,500 \text{ 円} + (1,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 台}) - \frac{(1,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 台})}{2} \\ = 4,500 \text{ 円} \qquad \qquad \qquad \text{(JARL 会員による減額)}$$

※1：スプリアス確認保証料は、確認保証を行った後は返戻いたしません。

※2：出願者からの申し出により出願を取り下げる場合は、出願者が支払った保証料から当該書類の郵送料及び振込手数料を差し引いた額を返金します。

### 【 スプリアス確認保証料の振込等 】

スプリアス確認保証料の振込等は、次の方法でお願いします。

#### 1 郵便局の口座振替（払込み）の場合

振替口座 00120-1-729584  
加入者名 JARD保証事業センター

#### 2 銀行振込の場合

##### (1) 三菱東京UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番 061）

普通預金 口座番号 0438903  
名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

##### (2) ゆうちょ銀行 〇一九店（店番 019）

当座預金 口座番号 0729584  
名 義 JARD保証事業センター  
(カナ) (ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター)

#### 3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます。（現金のみ）

※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）と  
してください。

※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。

※3：振込等を証する書類は、スプリアス確認保証願書の所定の位置に貼  
付してください。なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保  
管してください。

【 スプリアス確認保証に関するお問い合わせ先 】

JARD保証事業センター（スプリアス確認保証担当）まで

電 話 03-3910-7286

FAX 03-3910-7277

E-mail sp-con@jard.or.jp

## スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

		出 願 の 日		(平成) 28 年 9 月 1 日	
		電 話 番 号		03-0000-0000	
		F A X		03-0000-0000	
		メー ル ア ド レ ス		XXXXX@iard.or.jp	
出 願 者	住 所	1 7 0 8 0 8 8			
	社団の場合は 事務所の所在地	東京都豊島区巣鴨3-36-6			
	氏 名 社団の場合は 代表者の氏名	(ふりがな) ほしょう じろう  保 証 次 郎		社団の名称  社団の場合に限る	
	免許番号	関 A 第 0000 号		識別信号 (呼出符号) JA1000	
ス プ リ ア ス 確 認 保 証 を 申 し 込 む 無 線 設 備	装置の区別	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号	製造番号	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)
	第 2 送信機	JARD-25	KV780025	201625	<input type="checkbox"/> 有
	第 4 送信機	JV-117	B0011	8088	<input checked="" type="checkbox"/> 有 HL-66V, UTV5600B II P, RTTY, PSK, JT65装置
	第 5 送信機	JARD-90	A90	100	<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
遵守事項	<p>(1) 無線設備を技術基準に適合 (2) 保証を受けた無線設備によ やかに適宜の方法により、協 (3) 協会が行う保証業務に係る</p> <p>※参考事項の記載について 今回、スプリアス確認保証を受ける装置が、平成17年12月以降にアマ チュア局の保証を受けたものであるときは、参考事項欄にその旨記載してく ださい。</p>				
特例適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [ (例) スプリアス確認保証2回目 S10XXXX (前回のJARD確認保証番号) (例) JARL会員 (JARL会員証のコピーを添付してください。) ]				※保証料の算定 ・基本料 (1台分の料金を含む) 2,500円 ・2台目以降 1台ごとに1,000円を加算
参考事項	(例) 第0送信機はアマチュア局の保証を受けている。(平成27年1月 JARD保証)				

スプリアス確認保証を受ける送信機のみ記載してください。

※保証料の算定について  
 この場合は、第2、4及び第5送信機までの3台となるため、保証料は4,500円となります。  
 (2,500円+1,000円×2台)  
 なお、保証料の特例の適用を受ける場合は、特例適用欄の口にし印を付け、[ ] 内に内容を記載してください。

※参考事項の記載について  
 今回、スプリアス確認保証を受ける装置が、平成17年12月以降にアマチュア局の保証を受けたものであるときは、参考事項欄にその旨記載してください。

付加・付属装置がある場合は口にし印を付け、名称を記載してください。

保証料の額 4,500円

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。  
 注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄には、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

平成 28年 9月 1日

免許人名 保証次郎

印は不要です。

所管の総合通信局長（沖縄の場合沖縄総合通信事務所長）名を記入してください。

関東総合通信局長 殿

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号		関 A 第 〇〇〇〇 号		識別信号（呼出符号）		JA1〇〇〇		
① 保証対象	装置の区別	② 技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	③ 変調方式	終段管		定格出力 (W)	備考
					名称個数	電圧		
<input type="checkbox"/>	第 1 送信機		A3E, J3E, F3E 3.5~50MHz帯	平衡変調、低電力変調、リアクタンス変調	2SC2509×2 M57735×1	13.8 V	10	②の欄に技術基準適合証明番号等を記載した場合は、記載は不要です。
<input checked="" type="checkbox"/>	第 2 送信機	KV780025				V		
<input type="checkbox"/>	第 3 送信機		F2D, F3E 144、430MHz帯	リアクタンス変調	M57715×1 M57752×1	13.8 V	10	
<input checked="" type="checkbox"/>	第 4 送信機	B0011				V		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 5 送信機	A90				V		
<input type="checkbox"/>	第 6 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 7 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 8 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 9 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 10 送信機					V		

すべての送信機を記載してください。

スプリアス確認保証を受ける送信機のみ口にレ印を記入してください。

- 注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。
- 注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。
- 注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。
- 注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。

## スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

					出 願 の 日	(平成) 年 月 日
出 願 者	住 所				電 話 番 号	
	社団の場合は 事務所の所在地				F A X	
	氏 名 社団の場合は 代表者の氏名	(ふりがな)	印	社団の名称 社団の場合に限る	メーアドレス	
	免許番号			識別信号 (呼出符号)		
ス プ リ ア ス 確 認 保 証 を 申 し 込 む 無 線 設 備	装置の区別	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号	製造番号	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)	<p style="text-align: center;">(保証料の払込証明書の貼付欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用の払込用紙で払い込まれたときは、受付証明書 (払込用紙右端) を貼付して下さい。</li> <li>・ 郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込まれたときは、受領証の原本を貼付して下さい。 ※必ず控え (コピー) を取りお手元に残すことをお勧めします。</li> <li>・ インターネットを使用して払い込まれたときは、確認画面のハードコピーを添付して下さい。</li> </ul> <p>※保証料の算定                      ・ 基本料 (1台分の料金を含む) 2,500円                      ・ 2台目以降 1台ごとに1,000円を加算</p>
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有	
遵守事項	(1) 無線設備を技術基準に適合するよう維持します。 (2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査 (実地調査を含む。) 及び指導の通知があった場合には、全面的に協力します。					
特例適用	<input type="checkbox"/> 有 [ ]				保証料の額	円
参考事項						

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。

注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄は、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

平成 年 月 日

殿

免許人名

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号				識別信号（呼出符号）			
① 保証対象	装置の区別	②		③			備考
		技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管		
名称個数	電圧						
<input type="checkbox"/>	第1送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第2送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第3送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第4送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第5送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第6送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第7送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第8送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第9送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第10送信機					V	

注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。

注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。

注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。

注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。